

アンカーニュース

短期賃貸マンション規制 —— 渋谷区、全国初の条例案

東京都渋谷区は 14 日、区内で週や月単位などで貸し出す短期賃貸マンションの新築を全国で始めて規制すると発表しました。6 月に制定したラブホテルの新築規制条例と合わせて、公序良俗に反する利用や地域住民とのトラブルなどを防ぐ狙いがあります。条例案を 9 月議会に提出し、12 月中旬から施工する予定です。規制の対象は、共同住宅の一部または全部を敷金や礼金、保証金などを必要としないで原則 7 日以上 2 年未満の間、借家契約で使用させる短期賃貸マンションや月決め賃貸マンションで、時間単位で貸し出すレンタルルームも規制の対象となります。条例制定で都市計画法で定める住居専用地域と都条例で定める文教地区で短期賃貸マンションを新築する際には、建築確認などの手続きを開始する前に区長に申請し、同意を得る必要があります。施設の衛生上の維持管理責任が明確で使用者が生活の本拠地と認められる場合や、建築物の敷地の周囲 200m 以内の住民から協定書を得られた場合は除外され、違反した場合は改善勧告や使用禁止命令を出すこととなります。渋谷区は 6 月に違法な風俗の温床となる恐れがあるとしてラブホテルの新築を規制する条例を制定しています。



発行者

合同事務所 アンカー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目 21 番 4 号

新日本ビルディング赤坂 4 階

TEL 03-5575-3458 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈